平成２７年（フ）第１０８号
兵庫県宝塚市安倉南４丁目40番９号　エクセルコート安倉101
破産者　荒川　修一
1　決定年月日　平成27年８月17日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第２７号
兵庫県小野市上本町158番地の19　近都荘１号棟101
破産者　田中　裕一
1　決定年月日　平成27年８月17日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所社支部

平成２６年（フ）第９９７号
広島県東広島市黒瀬町南方1551番地１　南タウンあさひＢ202号
破産者　虫明　隆幸
1　決定年月日　平成27年８月17日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２７３号
広島市中区大手町４丁目２番23―402号
破産者　三宅　健一
1　決定年月日　平成27年８月17日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２９２号
広島市安佐北区落合南１丁目10番９―902号
破産者　長尾志寿子
1　決定年月日　平成27年８月17日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３０１号
広島市東区尾長西１丁目３番１―302号
破産者　福留　信平
1　決定年月日　平成27年８月17日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３１１号
広島市安佐北区口田南７丁目６番11―201号
破産者　遠藤　佳子（旧姓城・宮地）
1　決定年月日　平成27年８月17日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３１７号
広島市中区大手町３丁目12番９―202号　津田マンション
破産者　濵口　直子
1　決定年月日　平成27年８月17日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３２３号
広島市中区舟入中町２番24―306号
破産者　今村　充代
1　決定年月日　平成27年８月17日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３３１号
広島県安芸郡府中町浜田２丁目４番６号101
破産者　下條　藍
1　決定年月日　平成27年８月17日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３４８号
広島市安芸区中野５丁目14番11号
破産者　濱田　京子
1　決定年月日　平成27年８月17日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３６６号
広島市南区宇品西５丁目12番１―806号
破産者　里吉　美樹
1　決定年月日　平成27年８月17日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１１８号
香川県高松市藤塚町１丁目２番25号　藤塚岩清尾マンション509号室
破産者　本田　稔
1　決定年月日　平成27年８月17日
2　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第５５号
愛媛県四国中央市上柏町963番地12、前住所愛媛県四国中央市上柏町509番地13
破産者　大西　尚美
1　決定年月日　平成27年８月17日
2　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所西条支部

平成２７年（フ）第６２号
愛媛県新居浜市上泉町17番30号
破産者　坂元　浩
1　決定年月日　平成27年８月17日
2　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所西条支部

平成２７年（フ）第６３号
愛媛県新居浜市上泉町17番30号
破産者　石川真愉子
1　決定年月日　平成27年８月17日
2　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所西条支部

平成２７年（フ）第２０号
福岡県直方市大字下境4216番地２
破産者　奥　文枝
1　決定年月日　平成27年８月17日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所直方支部

平成２７年（フ）第９６号
長崎県長崎市大鳥町１番６号
破産者　山道　鶴次
1　決定年月日　平成27年８月17日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１０８号
長崎県長崎市西海町1693番地14
破産者　森　哲郎
1　決定年月日　平成27年８月17日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１１９号
長崎県長崎市飽の浦町11番９号
破産者　松下　英之
1　決定年月日　平成27年８月17日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１２０号
長崎県長崎市飽の浦町11番９号
破産者　松下　勝子
1　決定年月日　平成27年８月17日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２２号
熊本県八代市黄金町３番地４（３Ｃ）
破産者　岩村　和明
1　決定年月日　平成27年８月17日
2　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

平成２７年（フ）第３４号
熊本県水俣市わらび野４番28号　嶋田アパート１号室
破産者　小林　良太
1　決定年月日　平成27年８月17日
2　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

平成２７年（フ）第２号
沖縄県石垣市字平得1312番地48
破産者　永山　恵子
1　決定年月日　平成27年８月17日
2　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所石垣支部

独立行政法人酒類総合研究所の役員の任命

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第20条第４項の規定に基づき、独立行政法人酒類総合研究所の役員を任命したので、同条第５項の規定に基づき公表する。
平成 27 年８月 28 日
独立行政法人酒類総合研究所
理事長　家村　芳次
後藤　奈美
独立行政法人酒類総合研究所理事に任命する。
（平成27年８月１日）